

平成 26 年 3 月 31 日制定

平成 26 年 5 月 15 日一部改正

平成 27 年 4 月 1 日一部改正

## 1 目的

学校給食の提供については、食材の受入れ、下処理、調理、配缶、配送、配膳を通じて、安全・安心の徹底が求められるため、学校給食衛生管理基準や大量調理施設衛生管理マニュアル等に基づいて実施している。

学校給食に携わる全ての職員等の細心の注意や協力連携、施設設備の安全点検及び保守管理などが必要であるが、もし、それぞれの工程で異物混入が発生した場合には、的確かつ迅速に対応することが重要であることから、その対応方法及び防止対策をマニュアルとして定めるものとする。

## 2 異物の分類

このマニュアルにおいては、異物を下記のとおり 2 種類に分類して、対応方法を定める。

- (1) 健康に被害を及ぼすと判断される異物（以下「危険異物」という。）  
金属・ガラス類、薬品、その他有害な物質・生物等
- (2) 健康への被害がない、又は少ないと判断される異物（以下「普通異物」という。）  
紙、ビニール、虫、毛髪、献立以外の食材、食材の糟や焦げ等

### 3-1 危険異物混入時の対応

- (1) 材料検収及び調理中に危険異物が発見された場合

- ①混入原因が食材納入業者に起因する場合

- ・異物を発見した場合、栄養教諭又は学校栄養職員及び調理員が、異物が完全に除去できるか確認するとともに、除去後に安全確認を行うものとする。
- ・納入業者に知らせ、異物を示すとともに、全ての異物を除去できない場合、又は他にも混入している可能性がある場合は、使用前であれば速やかに返品して、異物のない物を再納品させる。その日の調理に間に合わない場合は、代替品を手配するか、緊急用備蓄食を使用するものとする。

- ②混入原因が学校給食センターに起因する場合

- ・異物を発見した場合、栄養教諭又は学校栄養職員及び調理員が、異物が完全に除去できるか確認するとともに、除去後に安全確認を行うものとする。

- ・全ての異物を取り除くことができない場合、又は他にも混入している可能性がある場合は、同食材の再納品を依頼するものとする。その日の調理に間に合わない場合は、代替品を手配するか、緊急用備蓄食を使用するものとする。

③混入原因が不明の場合

- ・上記②の対応に準じ、関係業者と連携の上で対応する。

(2) 調理機器や調理器具等の点検清掃などにより、危険異物が食材に混入したと判断された場合

- ・学校配送前の場合、混入している異物を探す。
- ・配送後、クラス配膳前に異物混入が発見された場合は、その食缶を回収する。
- ・クラス配膳後の場合、その料理を食べないように指示してもらい、回収する。

(3) 配膳及び食事中に危険異物が発見された場合

- ・学校から連絡を受けたら速やかに現場へ出向き、発見者の健康状態を確認するとともに、異物の混入状況を把握する。
- ・健康被害者がいる場合、学校とともに対応する。
- ・他のクラスや学校で、混入がないか確認を行う。

### 3-2 危険異物混入時の調査報告等

(1) 連絡

危険異物混入が発見された場合、下記連絡体制により速やかに連絡する。

①材料検収及び調理中に危険異物が発見された場合

調理員→作業長→栄養教諭又は学校栄養職員→所長→学校給食課  
→教育部長→教育長

②調理機器や調理器具等の点検清掃などにより、危険異物が食材に混入したと判断された場合

調理員→作業長→栄養教諭又は学校栄養職員→所長→学校給食課  
→教育部長→教育長→副市長→市長

③配膳及び食事中に危険異物が発見された場合

学校→学校給食センター（栄養教諭又は学校栄養職員、作業長）  
→所長→学校給食課→教育部長→教育長→副市長→市長

(2) 調査

- ・原因究明にあたっては、当日の食材や包材、調理機器、器具の素材等と一致していないかを確認する。
- ・納入業者が原因と判断された場合、混入原因と再発防止策について、報告させるものとする。
- ・学校給食センターが原因と判断された場合、混入原因と再発防止策につ

いて、学校給食センター関係者が異物混入等報告書（別紙様式）を作成する。

- ・学校が原因と判断された場合は、学校側と話し合い、必要な再発防止対策について協議する。
- ・混入原因が不明の場合、関係者等への聞き取り及び現地調査、必要により異物の科学的分析等を行い、原因究明に努める。

### (3) 公表・報告等

- ・危険異物が学校で発見された場合、混入原因と再発防止策について、学校長へ報告する。
- ・混入場所や発見場所、原因、異物の種類等により、健康に被害を及ぼす重大な異物混入と判断される場合、報道機関、島田市教育委員及び島田市議会への情報提供を行うものとする。提供にあたっては、児童・生徒や学校等への影響を配慮するものとする。
- ・危険異物の場合、県教育委員会健康体育課（健康安全班）及び静西教育事務所地域支援課へ所定様式にて報告する。  
また、県中部健康福祉センター（中部保健所）へも連絡する。
- ・献立変更を行った場合、及び学校より調理したものを回収した場合、学校を通じて保護者へ変更の説明を通知する。
- ・保護者へ異物混入を至急知らせる必要がある場合、その日に学校よりメール配信するものとする。
- ・危険異物を児童・生徒が発見した場合、その保護者へ説明と謝罪を行う。

## 4-1 普通異物混入時の対応

### (1) 材料検収及び調理中に普通異物が発見された場合

- ・危険異物混入の対応に準じるものとする。

### (2) 配膳及び食事中に普通異物が発見された場合

- ・その異物を除去して保全するとともに、必要により代替りの給食を用意するものとする。
- ・学校は、学校給食センターへ異物混入等報告書を異物とともに提出するものとする。

## 4-2 普通異物混入の調査報告等

### (1) 連絡

普通異物混入が発見された場合、下記連絡体制により速やかに連絡する。

#### ①材料検収及び調理中に異物が発見された場合

調理員→作業長→栄養教諭又は学校栄養職員→所長

#### ②配膳及び食事中に普通異物が発見された場合

学校→学校給食センター（栄養教諭又は学校栄養職員、調理員）

→所長

## (2) 調査・報告等

- ・原因究明にあたっては、当日の食材や包材、調理機器、器具の素材等と一致していないかを確認する。
- ・納入業者が原因と判断された場合、混入原因と再発防止策について、報告させるものとする。
- ・学校給食センターが原因と判断された場合、混入原因と再発防止策について、学校給食センター関係者が異物混入等報告書を作成する。
- ・学校が原因と判断された場合は、学校側と話し合い、必要な再発防止対策について協議する。
- ・混入原因が不明の場合、関係者等への聞き取り及び現地調査、必要により異物の科学的分析等を行い、原因究明に努める。
- ・普通異物が学校で発見された場合、混入原因と再発防止策について、学校長へ報告する。

## 5 異物混入の防止対策

### (1) 学校給食センターにおける異物混入防止対策

#### ①食材検収

- ・食材については、缶詰、調味料等常温で保存可能なものを除いて、1回で使い切る量を納入する。納品時間は学校給食センターが指定して、検収を行う。
- ・検収は、指定の検収場所において、栄養教諭又は学校栄養職員及び調理員が行い、品名、数量の他、品質、鮮度、包装資材の状況、異物混入及び異臭の有無等について点検し、記録する。
- ・段ボール箱を開封する際は、留め金や切れ端が飛ばないように注意する。
- ・食材発注時に、納入業者や製造業者に対して衛生管理の指導を行う。

#### ②調理作業

- ・ビニール袋を開封する際には、切れ端が出ないように切る。シール側は切らない。また、ビニール類は決められた場所に捨てる。
- ・フードスライサーやカッター、包丁類は、複数の者により各作業の開始前と終了後に点検を行い、ボルトのゆるみや破損等による異物混入の有無の確認を行う。また、刃の交換を定期的に行う。
- ・調理機器等は正しい使用法により使用し、禁忌行為は行わない。
- ・出入り扉の開閉は速やかに行い、開放禁止とする。
- ・エアシャワーまたはローラー等で身体への付着物を落とす。
- ・各調理段階で細心の注意を払って、異物の発見に努める。

#### ③配送作業

- ・配送業者へ学校給食センターから各学校の給食搬入口までの安全・衛生

管理の徹底について指導する。

- ・出来上がった給食は、コンテナに入れて各学校の給食搬入口へ配送し、各学校の配膳員に確実に受け渡すものとし、途中でコンテナを開けない。

#### ④学校給食センターの日常点検及び管理

- ・学校給食センターへの関係者以外の立入りを禁止する。
- ・床、扉、窓等に汚染や破損がないか確認する。
- ・老朽化した機器や用具等は、随時修繕及び更新を行う。
- ・常に整理整頓、清掃を実施する。
- ・調理員相互に服装のチェックを行う。
- ・点検簿の各項目の確認、チェックを行う。
- ・最終退勤者による機械警備及び施錠を確実にを行う。

#### ⑤学校給食センター職員の遵守事項

- ・ロッカールームや休憩室への針・ピン類の持ち込み及び使用は禁止する。
- ・修理などに必要な作業用の針・ピン類は、持込本数を確認するなどの管理を徹底する。
- ・貸与する白衣・ズボン・帽子・靴を着用するものとし、作業前にきちんとした着衣の確認を行う。
- ・作業時は、時計・指輪等は外す。ただし、眼鏡を必要とする職員は着用可とする。

### (2) 配膳室における異物混入防止対策

#### ①配膳作業

- ・給食搬入口の施錠や開錠などの管理を厳重に行う。
- ・配膳室の床、扉、窓に汚染、破損がないか確認する。
- ・点検項目を確認し、日報に記録する。
- ・配膳室に配膳員が不在になる場合は、必ず施錠する。
- ・配膳される食器、食缶に異物がないか確認する。
- ・米飯、パン、牛乳、麺等の業者による学校配送（直送）品の受領に際しては、数量や異常の有無、異物がないかを確認する。

#### ②配膳員の遵守事項

- ・ロッカールームや休憩室への針・ピン類の持ち込み及び使用は禁止する。
- ・貸与する白衣・ズボン・帽子・靴を着用するものとし、作業前にきちんとした着衣の確認を行う。ポケット内には何も入れない。
- ・作業時は、時計・指輪等は外す。ただし、眼鏡を必要とする職員は着用可とする。

### (3) 教室内での異物混入防止対策と児童生徒に対する指導

- ・教室内での配食は、学級担任の管理・監督のもと異物が混入しないよう十分注意する。
- ・給食当番は白衣・帽子・マスクを着用し、配食の過程において異物が混

入しないよう、十分指導する。

- ・各教室とも、画鋏、ピン、ホッチキスの針及び学用品類は、整理整頓に心がけ、室内に散乱しないように指導する。
- ・金属・ガラス類などの危険異物が学校給食に混入した場合の危険性や命の大切さについて指導する。

# 異 物 混 入 等 報 告 書

令和 年 月 日

中部・南部学校給食センター長 様 ( ) 学校  
 学校給食に異物混入が見られたので、下記のとおり報告します。

発生年月日 および時間	令和 年 月 日 ( ) 時 分
混入物名	
発生時の状況	○で囲んでください。 配膳室 給食の配食中 食事中 その他 ( )
	異物混入があった献立は、なんでしたか。
異物の状況	
発見者	
※ 原因	
※ 措置および 対策	

※印のところは、学校での記入は不要です。

所 長	作 業 長	栄 養 教 諭 等